

団体交渉のあり方に関する論点

1. 団体交渉の主体

○ 「当事者」と「担当者」

当事者： 団体交渉を自らの名において遂行し、その成果として労働協約の当事者となる者をいう。労働者側当事者は「上部団体」、「単位組合」等であり、使用者側当事者は「使用者団体」、「個々の使用者」である。

担当者： 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者で、団体交渉を現実に担当する者。交渉権限のみを有する場合、妥結権限まで有する場合、さらに協約締結権限をも有する場合がある。

留意点

○ 当事者

- ・ 技能労務職員は、労働組合にも、職員団体にも加入することができることとされている。しかし、職員団体については、労働協約を締結することはできないこととされており、労働協約を締結するのであれば、その主体は労働組合であることに留意する必要がある。

○ 担当者

- ・ 担当者に関しては、委任を受ける者に関して法律上は何らの制限もない。この場合、委任権限の範囲を明確にする必要がある。

2. 団体交渉の手続

○ 開始手続

- ・ 当事者、担当者、交渉事項の明確化
- ・ 交渉の日時、場所、時間の設定

※ 「予備折衝」も、団体交渉の開催に必要な限りで団体交渉の法的保護を受ける。

○ 誠実交渉義務

○ 合意に至らなかった場合の手続

- ・ 労働委員会による斡旋、調停、仲裁（労働関係調整法、地方公営企業等の労働関係に関する法律）

留意点

○ 一般行政職と同時の交渉

（技能労務職の労働組合が一般行政職の職員団体と同時並行的に交渉を行う場合）

- ・ 職員団体は労働協約を締結することができないこととされており、労働協約を締結するのであれば、当事者、担当者を明確にし、職員団体から独立していることを明らかにすることが望ましい。

3. 労働協約

1. 成立要件(労働組合法第14条)

2. 効力(労働組合法第16条)

3. 一般的拘束力(労働組合法第17条)

※地方公務員については、事業場単位の一般的拘束力(労働組合法第17条)は適用されるが、地域的な一般的拘束力(労働組合法第18条)は適用除外されている。

4. 有効期間(労働組合法第15条)

留意点

○少数者が労働組合を結成している場合の一般的拘束力の適用の有無

○有効期間終了後の効力、規則との関係

○予算上又は資金上不可能な支出を内容とする労働協約(地方公営企業等の労働関係に関する法律第10条)

(参照条文)

○労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)

(労働協約の効力の発生)

第十四条 労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによつてその効力を生ずる。

(労働協約の期間)

第十五条 労働協約には、三年をこえる有効期間の定をすることができない。

2 三年をこえる有効期間の定をした労働協約は、三年の有効期間の定をした労働協約とみなす。

3 有効期間の定がない労働協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によつて相手方に予告して、解約することができる。一定の期間を定める労働協約であつて、その期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定があるものについて、その期間の経過後も、同様とする。

4 前項の予告は、解約しようとする日の少くとも九十日前にしなければならない。

(基準の効力)

第十六条 労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする。この場合において無効となつた部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定がない部分についても、同様とする。

(一般的拘束力)

第十七条 一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至つたときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする。

○地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)

(予算上資金上不可能な支出を内容とする協定)

第十条 地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、当該地方公共団体の議会によつて所定の行為がなされるまでは、当該地方公共団体を拘束せず、且つ、いかなる資金といえども、そのような協定に基いて支出されてはならない。

2 前項の協定をしたときは、当該地方公共団体の長は、その締結後十日以内に、事由を附しこれを当該地方公共団体の議会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、当該地方公共団体の議会がその締結の日から起算して十日を経過した日に閉会しているときは、次の議会にすみやかにこれを付議しなければならない。

3 前項の規定により当該地方公共団体の議会の承認があつたときは、第一項の協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。